

農地の転用には申請が必要です

町では農用地として利用すべき

土地に対して、農業振興地域整備計画で農用地区域として指定。農業の発展のため、必要な施策を集中的に実施しています。

このため、農用地区域に該当する農地を転用する場合は、農用

ご不明な点は、本庁産業課または総合支所産業建設室までお問い合わせください
地区域からの除外の申請が必要となります。

農用地区域とは

農用地区域は、町がおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定します。農用地区域は、町が策定する農業振興地域整備計画で農用地利用計画として定めることで設定されます。

農用地内の農地転用は申請が必要
農用地区域内の農地を住宅などに転用する場合は、農用地区域からの除外が必要です。また、町農業委員会に申請し、農地法による転用許可を受ける必要があります。

農用地区域の除外要件

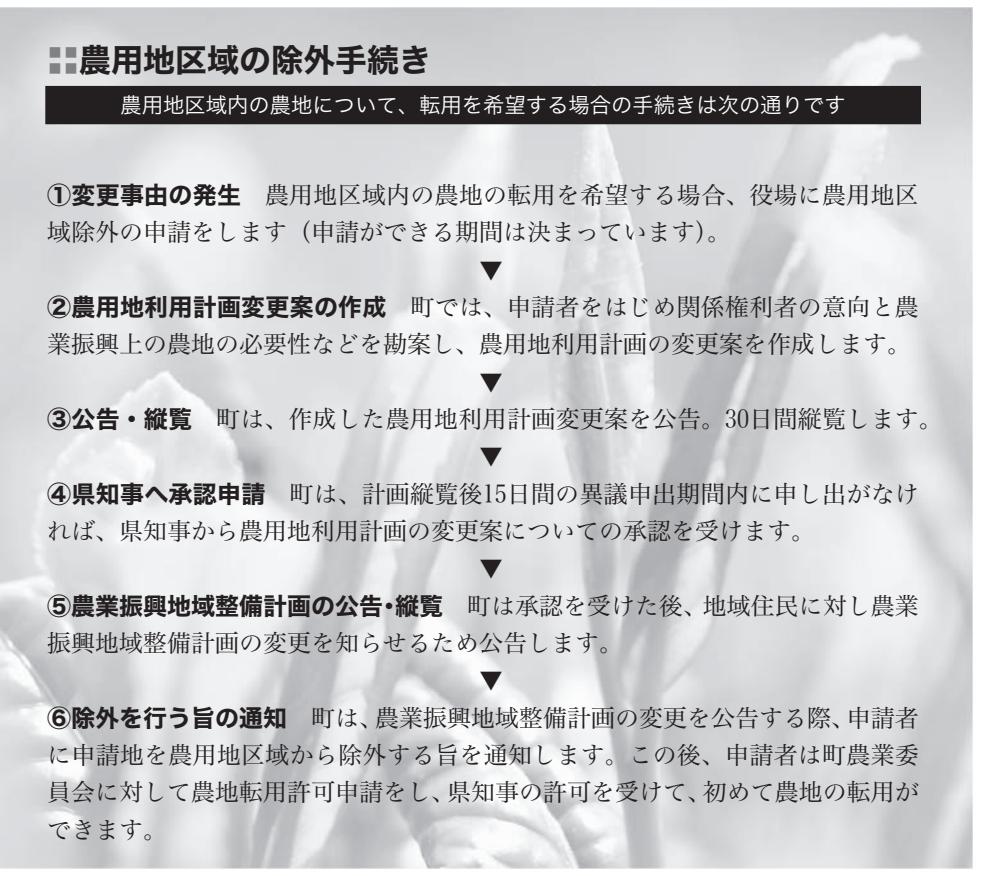
農用地区域からの除外には、次の4つの条件をすべて満たすことが必要です。

- ①農用地区域以外の土地では、代わりとなる土地が無いこと
 - ②農用地集団化や農作業効率化など、農用地区域の利用に支障をきたさないこと
 - ③農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に、支障を及ぼす恐れがないこと
 - ④土地基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること

農用地区域変更申請受付期間 6月1日～30日

違反した場合の罰則規定
農地を無断で転用した場合や、
転用許可に係る事業計画通りに転
用していない場合は、農地法に違
反することになります。この場合

工事の中止や原状回復などの命令
がなされることがあります。



の仕事やその手続き・サービスについて、思つてることはありますせんか?「困つてることがある」「こうしてほしい」「どこに相談したら良いか分からぬ」など、このような行政に関する意見や相談を聞き、解決の促進を図るのが行政相談です。

そして皆さんのが近な窓口になるのが行政相談委員と呼ばれる人たちです。総務大臣が特にお願ひした民間の有識者で、本町には2人の委員がいます。

行政相談週間は、本制度をより多くの人に知つていただき、活発に利用してもらおうと、毎年春と秋の2回実施している週間です。相談された内容は秘密厳守。相談は無料です。気軽にご相談ください。毎月の相談日については、広報紙のくらしのカレンダーにも掲載しています。ご確認ください。

問い合わせ

静岡行政評価事務所
〒420-0853 静岡市葵区追手町9-150 054(254) 1100



渡邊妙子さん (八中)
☎ (56) 0736



佐藤京子さん (上岸)
☎ (59) 2452



A black and white portrait of Tomoko Nakamura, a woman with dark hair styled in an updo. She is wearing a light-colored blazer over a white blouse with a large, patterned bow tie. A small brooch is visible on her left lapel. The background is plain white.

11年 その後行政公議委員を5年間と、足かけ20年にわたって、地域のよき相談相手としての役割を担いました。近年では、渡邊妙子さんと共に行政相談のPR活動にも熱心に取り組み、町内小学校での出前教室の講師なども務めました。

とし子さんは、「自分が委員になるまで行政相談のことを知りませんでした。同

姓さんには女性の声を聞くことの大切さなど、とてもたくさんのことをお教わりました。助けられることも多く、本当に感謝していました。微力ではありますが、これからも本町のお手伝いをしていければと思っていました」と話していました。